

南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託仕様書

1 業務名称

南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託

2 業務目的

本市では健康課題としてメタボリックシンドローム該当者の割合が県と比較して高く、生活習慣病発症や疾病に伴う介護状態など将来的なリスクの予防対策が重要であるため、市の第三次総合計画の施策として、メタボ予防（肥満およびやせの減少）、運動機能向上、将来の生活習慣病予防、将来のフレイル、認知症、介護予防等を展開している。

このことから、さらに本市全体に広く健康意識の向上、健康行動の拡大を図るため、健康ポイントシステムを導入し、これまで手が届かなかった市民に広く普及することで、市民・事業所・団体と連携して健康づくりに取り組むことを促進するとともに、健康福祉部内での各事業間の連携やデータ一元管理による市民へのよりよいサービス提供を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 業務の概要

(1) 概要

市民の健康行動や健康情報を一体的に管理・確認でき、健康行動に対するポイント付与機能等を有するスマートフォン用アプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）の導入及び運用等をする。

(2) 事業対象者

18歳以上の市民または市内在住・在勤者

（特に30～50代の働き世代、事業所、団体等を主なターゲットとする）

(3) 目標

イ) 健康ポイントシステムダウンロード数（目標値）

令和7年度 2,000人

ロ) 適正体重（BMI18.5～25未満）の市民の割合を増やす。

ハ) 市民が日常的に歩くことを意識し、運動習慣を持つことができる。

ニ) 健康意識を持つ市民の割合を増やす。

ホ) 健康づくりに取り組む事業所、団体を増やす。

ヘ) 週1回以上スポーツや運動をする成人の割合を増やす。

(4) 利用方法

アプリ登録希望者は、iOS の場合は AppStore、Android の場合は Google Play ストアより、アプリを無料でダウンロードでき、スマートフォンで利用可能なものとする。

なお、Google Play ストアや AppStore への新規の登録・配信が発生する場合に係る諸費用は受託者が負担すること。

管理者は、専用の端末や回線を必要とせず、インターネット環境で管理システムを利用可能なものとし、Google Chrome Ver122.0.6261.95 (64 ビット) 以上のバージョンに対応していること。インターネット系環境は、L G W A N 環境から仮想ブラウザで接続していること。

(5) スケジュール (予定)

令和 7 年 6 月	契約締結
令和 7 年 7 月	アプリ導入・仕様調整
令和 7 年 7 月	事業広報の計画
令和 7 年 8 月	運用テスト
令和 7 年 10 月	運用開始

5 業務の内容

(1) アプリについて

イ) オリエンシートの内容を満たした提案をすること。

ロ) 6 の機能要件を満たすアプリを導入する。

アプリは、既存製品をベースとして導入することも可能とし、本市の特色が感じられるようにすること。

ハ) 働き盛り世代が好む親しみやすいデザイン及び機能が一目見て分かりやすいデザイン (ユニバーサルデザイン) とすること。

ニ) 市民が自己管理の重要性に気づき継続できるようにすること。

ホ) 市民の生活習慣の改善・維持につながるようにすること。

ヘ) 自己管理 (セルフチェック) が見える化できるようにすること。

ト) 減量を促進するチャレンジ企画ができるようにすること。

チ) 健康づくりの仲間を募集できるようなコミュニケーションツールとして利用できるようにすること。

リ) 歩くことを促進するようなアプリ内イベントの実施ができるようにすること。

(2) アプリの運用・保守

イ) 計画的な保守作業等を除き、業務期間内においては、原則 24 時間の安定稼働を実現するため、必要な保守を実施すること。

ロ) 障害発生時及び情報漏えいインシデント発生時、影響が最小限に済むように適切なアドバイス・サポートを実施すること。

- ハ) 障害発生時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに本市に報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を本市へ提出すること。
 - ニ) 受託者又は本市がアプリ登録者からの問い合わせにより、受託者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要が生じた場合、受託者は直ちに対応すること。
 - ホ) 端末及びOSのアップデートに対応し、また、必要な措置を講ずること。
 - ヘ) アプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、本市に説明の上、これを実施することとし、この費用は受託者が負担すること。
 - ト) ハ～ホの対応により、操作マニュアル等に修正が必要になった場合は、その都度対応すること。
- (3) 問い合わせ対応業務
- イ) アプリ登録希望者が、円滑にアプリへの登録・参加、アプリ操作できるよう、コールセンターを設置して支援すること。コールセンターについては本市の専用ナビダイヤルを準備し、本サービス専用の電話番号をアプリ登録者に通知できるようにすること。コールセンターの応対時間は本市と協議し設定するが、アプリ登録者からの問合せ対応に必要となる十分な体制を用意すること。
 - ロ) アプリや管理システム等に関する本市からの問い合わせ対応を行うこと。問い合わせは、原則としてメールや管理システムより行うこととするが、緊急の対応が必要になった場合については、電話での対応も行うこと。
- (4) インセンティブ提供業務
- イ) アプリ登録者が獲得した健康ポイントとインセンティブの交換について、適切な提案、助言及び機能提供を行うこと。
 - ロ) インセンティブについては、運動習慣を身につけること等、健康意識を高め、生活習慣を改善できるような魅力的なものを提案すること。
 - ハ) 本市が指定したインセンティブの調達を行うこと。
 - ニ) 本市が指定した期間までにインセンティブの発送を行うこと。
- (5) 事業周知・プロモーション業務
- イ) 説明会の開催
アプリ登録希望者が円滑にアプリ利用することができるよう支援するために説明会を開催すること。説明会の開催時期や回数、場所等は本市と協議の上、2回開催すること。また、本市は公共施設等の開催場所や準備は行うが、備品（椅子や机等）及び説明会の資料は受託者にて準備すること。

ロ) 操作説明会の資料の作成

アプリのインストールから利用開始、アプリの機能利用を支援するために操作説明マニュアルを作成のうえ、本市に提供すること。また、本市職員向けには管理システムの操作説明マニュアルを作成のうえ、本市に提供すること。

ハ) その他

健康無関心層・壮年期層への周知、認知拡大や参加促進、利用継続を支援するような効果的な施策があれば、受託者は本市に提案すること。

(6) アプリ登録者の取組結果データの作成及び効果検証の実施

アプリ登録者の各種データやアンケート結果等について、本市からの要望に応じて、提供すること。加えて、各種データやアンケート結果、マイナポータル情報連携で得たデータなどを活用し、効果検証を行うこと。また、効果検証の内容及び手法（市全体・地区別での統計分析など）について提案すること。

(7) その他

イ) 受託者はアプリ導入・運用等の計画書を策定すること。

ロ) 本業務のための打合せを行った場合は、受注者は業務打合せ書（本市が指定する様式）をその都度作成し、発注者から指定した日（原則3日以内）まで提出すること。

ハ) 市と協議して目標達成ための意見を反映すること。

ニ) P D C Aを意識した事業構築に市と努めること。

6 健康ポイントシステムアプリの機能および非機能要件について

受託者は、

- ・別紙1「機能要件一覧」
- ・別紙2「非機能要件一覧」

の仕様を満たしたアプリを提供すること。

7 実績報告及び成果物について

本業務の成果物として、下記のとおり提出すること。詳細については、本市と協議のうえ、決定するものとする。

成果物	納品時期	納品形態
プロジェクト計画書 (スケジュール表含む)	契約締結後から 1か月以内	電子メールでの提出 ※ファイル形式は pdf、 xlsx、docx、pptx のいずれかとする。

要件定義書 (デザイン案、画面設計書含む)	別途協議	電子メールでの提出 ※ファイル形式は pdf、xlsx、docx、pptx のいずれかとする。
サービス仕様書		
アプリ操作マニュアル	令和 7 年 8 月末まで	電子メールおよび光ディスクでの提出 ※ファイル形式は pdf、xlsx、docx、pptx のいずれかとする。
管理システム操作マニュアル		
サービス報告書	別途協議	電子メールでの提出 ※ファイル形式は pdf、xlsx、docx、pptx のいずれかとする。
事業実施報告書	令和 8 年 3 月末まで	電子メールおよび光ディスクでの提出 ※ファイル形式は pdf、xlsx、docx、pptx のいずれかとする。

8 その他

- (1) 受託者は、この業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護法を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (3) 受託者は、この業務を実施するための個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項（情報システム関係）」を遵守すること。
- (4) アプリの運用の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、本市が改良を請求したときは、本市と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (5) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、本市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (6) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

- (7) 契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを本市に無償で引き継ぐこと。データ形式はC S V形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を本市が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、本市に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、本市に別途請求しないこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、本市及び受託者が協議の上、決定すること。